

第4章 課題解決に向けて

4-1 保存・管理・活用の基本方針

対象区域の保存・管理・活用は、以下の4つの方針のもとに行う。

方針1 本質的価値を構成する自然・人文的要素に着目し、保存・管理・活用の取組を推進する

室戸岬を名勝および天然記念物として価値づけているのは、地質・地形や植生などの自然的要素と、自然的要素を基盤とした生活・生業、信仰などによって築かれた人文的要素である。それらは全て本質的価値を構成する要素として欠くことのできないものであり、個々の特性に応じた保存・管理・活用を図る。

本質的価値の「ジオ」「エコ」に属する自然的要素は、図4-1に示すように「自然的景観」として視認できる。この「自然的景観」を本来の姿で将来に引き継ぐことを目指して「ジオ」は現状維持を原則とし、「エコ」については自然の遷移を許容した動態保存を基本に、人為や外来生物による影響の最小化と、生態系の復元に努める。

一方、「ヒト」の営みに属する人文的要素は自然的要素を基盤とし、自然的景観と相まって「文化的景観」を呈している。この文化的景観は営みの変化にともなって移ろうものであることから、動態保存が基本となる。とはいえ、室戸岬の風土や歴史に沿わない変化は、室戸岬固有の文化的景観の破壊につながりかねない。したがって、文化的景観の成り立ちの保全に留意し、それを視覚的にわかりにくくするような改変を避け、適切に管理していく。

改定計画は本質的価値を分かりやすくするためにジオパークの概念を用いているが、室戸ジオパークの活動そのものが保存・管理・活用の取組の一端を担っているともいえる。とりわけ活用に関してはツーリズムや環境・防災・文化教育に関する取組が推進されていることから、ジオパーク活動との連携をさらに強化していく。

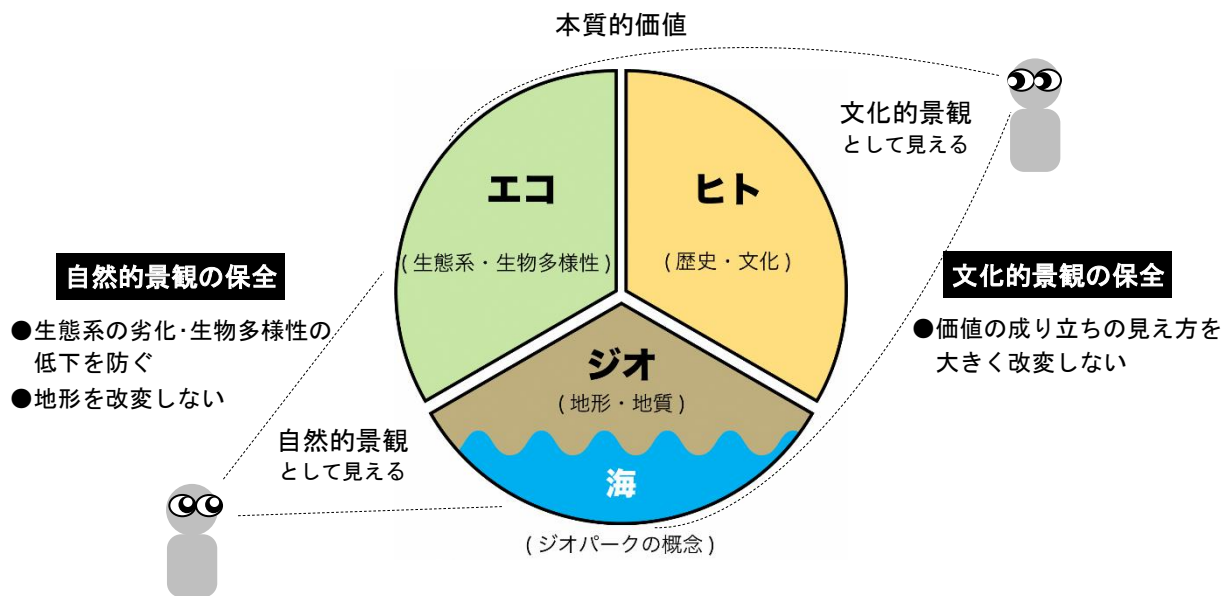


図 4-1 自然的景観・文化的景観の捉え方および保全の考え方

方針 2 住民の暮らしと調和した文化財の保存・管理・活用を推進する

対象区域は文化財である以前に、信仰や生活・生業の場、つまり住民の暮らしの場である。例えば、四国八十八カ所霊場第 24 番札所最御崎寺は、巡礼者を絶やすことなく今日まで信仰と遍路文化を守り続けながら、名勝の本質的価値を構成している。宿泊業や飲食業などの観光関連産業は室戸岬観光のみならず、全市を挙げて取り組む室戸世界ジオパークを支える重要な存在といえる。

このような立地環境にある室戸岬の名勝および天然記念物の保存・管理・活用は、人の営みとのよりよい調和のもとに行っていくことが欠かせない。また、本質的価値の正しい理解のもと、地域の人々による積極的な活用が図られ、保存（自然的景観および文化的景観の保全）に対する意識がより一層高まる好循環を生み出していくことが求められる。そのため、住民をはじめ地域の団体や企業などに対して啓発活動などを積極的に展開し、本質的価値の普及浸透を図る。

方針3 関係機関が連携を密にして保存・管理・活用を効果的に進める

文化財の保存・管理・活用にあたっては室戸市のみならず、関係機関の連携・協働が最も重要である。例えば、様々な管理者による土地や建築物・工作物などは個別に維持管理され、必要に応じて修繕、更新、改修などが行われる。しかし、そこに不調和が生じることがあってはならず、個々の事業間で、また、関係法令に基づく許認可と文化財保護法に基づく現状変更の手続きとで相互に調整を図る必要がある。

つまり、文化財の保存・管理・活用の取組を推進するためには、関係する行政機関と事業者が情報を共有し、議論を通じて共通認識を醸成していけるよう密に連携した体制を構築する必要があり、場合によっては専門家や有識者に積極的に助言を求める。また、室戸市市内においても関連する部署との連携を強め、横断的な協力体制をもって取組を効果的に進める。議論を経て行われた現状変更などの事例については、その対応に関連する知識や技術および手法を関係者間で共有化するため、議論の記録とともに蓄積していく。

方針4 文化財の本質的価値を理解し、保存・管理・活用の取組に携わる人材を育成する

名勝および天然記念物の本質的価値の保存・管理・活用は地域の住民、室戸市民のみならず、市外の人々の関心と協力があって実現される。本質的価値やその保存・管理・活用に対する人々の理解は、環境学習や観光などの活用を通じてさらに広まり、深まることが期待されるが、重要なのは関わる人を増やしていくことである。そのため、室戸世界ジオパークの取組なども活用しながら室戸岬の文化財としての価値について積極的に発信し、関心を持つ人の拡大に努める。また、地元高校では総合的な探求活動が活発に行われていることから、文化財との関わりを高めて連携を図るなど、保存・管理・活用に携わる人材を育成する。

4-2 保存・管理・活用の方法

4-2-1 対象区域の区分

名勝および天然記念物の保護においては、その本質的価値を構成する自然的要素、人文的要素の適切な保存・管理・活用が求められるが、前節に述べたように生活・生業や公益的事業などとの調整のもと、総合的な保存・管理・活用を行っていく必要がある。

1988（昭和 63）年 10 月策定の保存管理計画では、対象区域を「西部」「中央部」「東部」「海岸部」「山上部」「亜熱帯性樹林及び海岸植物群落」の 6 つに区分し、区域ごとにその特性や課題に応じた保存管理の指針を定めていた。本計画では、対象区域の現状と今日的課題を踏まえ、図 4-2 に示すとおり「海岸部」「段丘下部」「段丘崖」「段丘面」の 4 つに区分し直し、次項において各区域の保存・管理・活用の指針を改めて設定する。

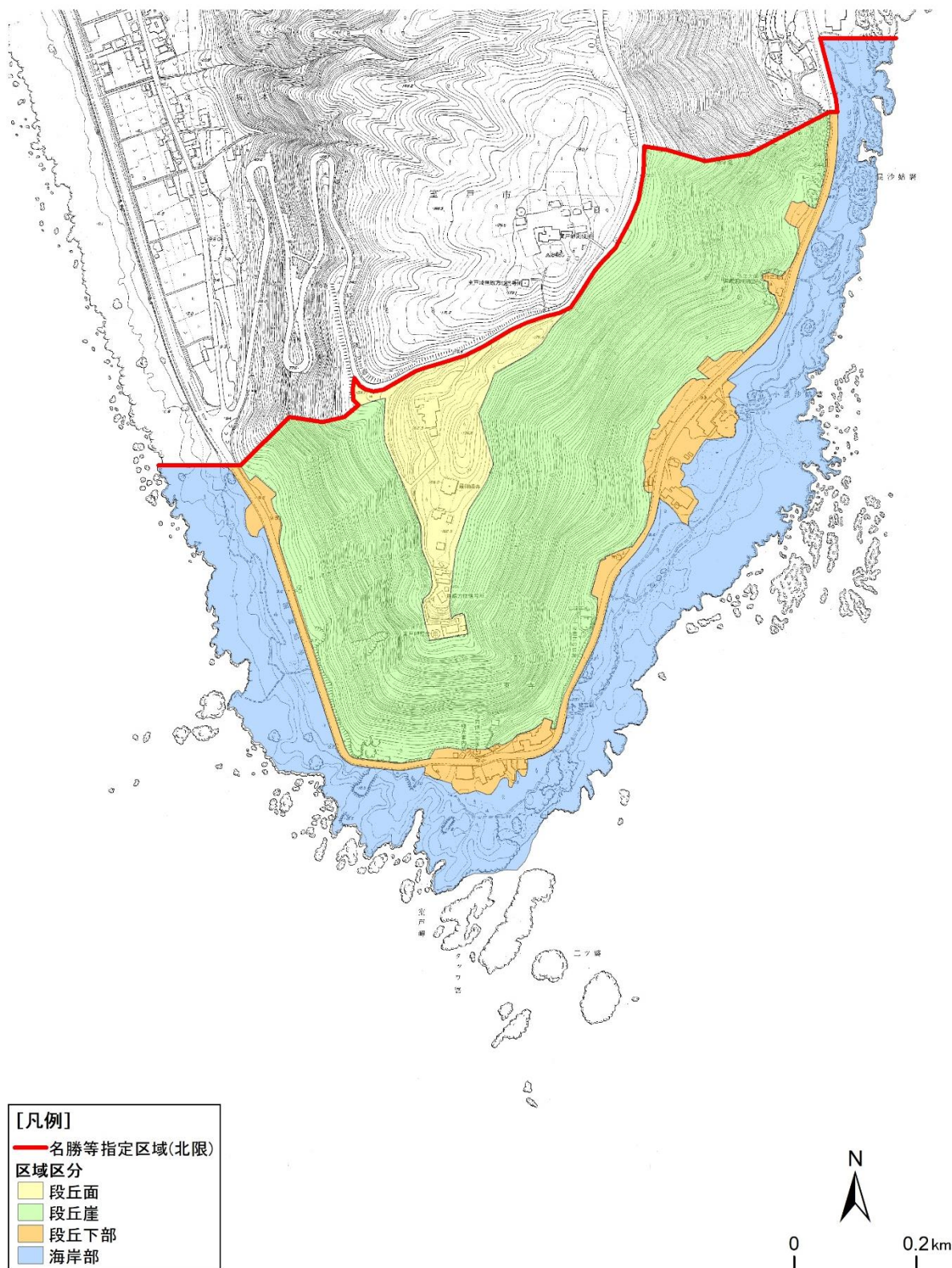


図 4-2 対象区域の区分

4-2-2 区域ごとの保存・管理・活用の指針

1) 海岸部

【区域の特徴および範囲】

「海岸部」は、荒々しい岩石海岸およびこれに成立した海岸植物群落が織りなす自然的景観によって特徴づけられた土地にあたる。区域としての範囲は、国道 55 号の道路区域境界および民有地境界より海側の土地とする（図 4-2）。



【本質的価値を構成する枢要の諸要素】

当区域における枢要の諸要素は岩石海岸を構成する地質資源全般、海岸植物群落、天然記念物や絶滅危惧種をはじめとした動植物である。

室戸岬の特徴的な地質が表れた露頭を含む岩石海岸は、他の自然的要素の存立基盤であり、当名勝の自然的景観の基礎をなしている。このため、風化にともなう露頭の剥落など自然の作用による変化、学術研究などを目的とした岩石試料の採取を除き、現状の維持が必要である。また、海岸美を保つうえで、海岸への漂着物や枯損木の定期的な除去が欠かせない。

植物に関しては自生種による植生の保全を基本としたうえで、自生種を脅かしている外来植物のウチワサボテンとアオノリュウゼツランの生育状況に留意する必要がある。法令で禁止されている対象区域内でのハマアザミなどの採取については、保護と地域の食文化の継承の両立に向けた仕組みづくりが求められている。

動物に関しては天然記念物であり、海岸植物群落を主な生息環境とするムラサキオカヤドカリが確認され、その保護が求められるものの、生息の実態については不明な点が多い。

【**概要の諸要素以外の要素**】

当区域における概要の諸要素以外の要素は、乱礁遊歩道およびこれに付帯する工作物である。これらは室戸岬の利活用に欠かせないことから、現状を維持する必要がある。

海岸部における保存・管理・活用の指針

- 岩石海岸における地質資源全般のあらゆる人為的改変を避ける。自然の作用による変化については、順応的な管理を行う。
- 学術研究等を目的とした岩石試料の採取は然るべき手続きの下、適切な方法で必要最小限の量を採取するものに限る。引き続き保存管理の実施体制をもって監視しつつ、研究成果の還元等を通じて利用価値の向上を図る。
- 海岸美を保つため、ジオパーク活動として行われている清掃の継続を図るとともに、さらなる人手の確保などに努める。
- 自生種による植生を保全しつつ、ウチワサボテンやアオノリュウゼツランをはじめとする外来植物の生育状況などの推移を注視し、県立牧野植物園と連携した駆除作業など、必要な対策を講じる。
- 法令で禁止されているハマアザミなどの採取は、資源の保護と地域の食文化の継承の両立に向けた仕組みについて検討し、例外的な取扱いがなされるようなルール改正に向けた関係機関への働きかけを行っていく。
- ムラサキオカヤドカリの生息実態の把握に努め、個体群回復に必要な対策について検討するとともに、地元教育機関と連携し、環境学習の一環としてとしての保全活動と取組についても検討する。
- 乱礁遊歩道とその付帯工作物の機能及び外観を維持する。ただし、改修や更新は原則として既設の範囲内で行い、なおかつ自然的景観との調和を図る。

2) 段丘下部

【**区域の特徴および範囲**】

「段丘下部」は海成段丘の山裾から「海岸部」にかけての平坦地にあたる。対象区域では比較的使用度が高く、文化的景観を呈した土地といえる。区域としての範囲は国道55号、沿道に点在する歴史的価値のある地物、国道に面した農地や駐車場、国道より海側の私有地を含めた土地とする（図4-2）。



【本質的価値を構成する枢要の諸要素】

当区域における枢要の諸要素は四国霊場八十八カ所の開祖空海の足跡を示す御蔵洞、一夜建立の岩屋および水掛地蔵である。その保全にあたっては、それら歴史的価値を有する地物の現状および参拝や観光などの利用環境の維持が必要である。

さらに、「岬観光ホテル」は、名勝指定直後の時代から室戸岬の観光拠点としての役割を担ってきた建築物である。国の登録有形文化財であり、今後も保全されることが望ましい。

【枢要の諸要素以外の要素】

当区域における枢要の諸要素以外の要素として、国道 55 号の道路構造物、駐車場、展望台、公衆便所、ホテルをはじめとした建築物がある。それらはいずれも観光などに欠かせない利用施設であるため、個々の機能が維持されることが望ましい。上記以外の要素として国道沿いの休耕地および住居跡があるが、それらの適切な管理が求められている。

段丘下部における保存・管理・活用の指針

- 御蔵洞、一夜建立の岩屋、水掛地蔵のあらゆる人為的改変を避ける。それらの利用の妨げとなる植生については、剪定や択伐など適切な処置を講じる。落石や建造物の損傷時は人命や財産などの安全を確保のうえ適切な整備を行う。特に御蔵洞の仮設通路の取扱については、所有者間で協議を重ね対応策を導き出す。
- 岬観光ホテルは国の登録有形文化財として保全を図る。
- 旧飛巖荘は景観に配慮しながら自然環境および文化財などについて学べる場として整備する。
- 利用施設の改修や更新を行う場合は原則として既存の範囲内とし、自然的景観との調和を図る。
- 休耕地及び住居跡については、樹林化した現状を維持する。再耕起や産業振興のための活用が必要となった場合は、関係者の協議により適切な整備のあり方を検討する。

3) 段丘崖

【区域の特徴および範囲】

「段丘崖」は、天然記念物である亜熱帯性樹林が成立した海成段丘の急崖部にあたる。区域としての範囲は、海成段丘の山裾から後述する「段丘上部」にかけての土地とする（図 4-2）。



【本質的価値を構成する枢要の諸要素】

当区域における枢要の諸要素は斜面地に生育する亜熱帯性樹林、天然記念物や絶滅危惧種をはじめとした動植物、一夜建立の岩屋から最御崎寺山門に至る遍路道およびその半ばにある捻岩である。亜熱帯性樹林は現状を維持し、貴重な動植物については生息・生育状況に応じて適切に管理する必要がある。遍路道は国史跡として指定されたことから、捻岩とともに参拝や観光などの利用環境を含め適切に管理されなければならない。

【枢要の諸要素以外の要素】

当区域における枢要の諸要素以外の要素は、遍路道の半ばに設置された展望東屋である。海側への眺望および東屋内の安全快適な利用環境の維持が求められる。

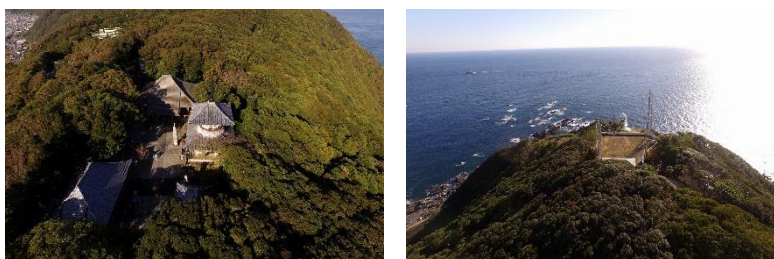
段丘崖における保存管理の指針

- 亜熱帯性樹林は遍路道の利用や維持管理にともなう必要最小限の伐採や除草、展望東屋からの眺望を妨げる樹木の択伐以外の人為的改変を避け、現状を維持する。貴重な植物については、その生育状況の推移を注視しつつ適切な管理を行う。
- 動物に関しては天然記念物や絶滅危惧種への食害、掘り返しなどによる建造物への悪影響が明らかでない限りは、鳥獣保護法に基づく規制に準じる。
- 遍路道および捻岩のあらゆる人為的改変を避け、周辺の地盤を含めた管理を行う。遍路道の修繕が必要となった場合は、石造構造物及び現況地盤の保全に留意する。
- 遍路道半ばの展望東屋は海側への眺望及び東屋内の安全快適な利用環境の維持に努める。

4) 段丘面

【区域の特徴および範囲】

「段丘面」は最御崎寺の境内および室戸岬灯台の敷地がある海成段丘の台地面とする（図4-2）。



【本質的価値を構成する枢要の諸要素】

当区域における枢要の諸要素は最御崎寺の境内およびその歴史的建造物、室戸岬灯台およびその旧官舎である。また、最御崎寺の境内周辺に成立するスダジイが優占する社寺林もナギやバクチノキなど亜熱帯性樹林を特徴づける種が多数生育しており、枢要の諸要素に該当する。

【概要の諸要素以外の要素】

当区域における概要の諸要素以外の要素はない。

段丘面における保存管理の指針

- 最御崎寺の境内及びその歴史的建造物、境内周辺の社寺林は、最御崎寺による管理を通じて現状維持を図る。
- 室戸岬灯台は海上保安庁による管理を通じて現状維持を図る。室戸市が所有する旧官舎敷地については、景観に留意のうえ関係機関との協議を重ねて名勝及び天然記念物の活用促進に効果的な整備方法を検討する。

4-2-3 現状変更の取扱基準

保存管理および活用の基本方針、区域ごとの保存管理の指針を踏まえ、現状変更に関する取扱基準を以下のとおり定める。

1) 共通事項

対象区域における行為は、文化財保護法第 125 条および関係法令に基づく許認可のもとに行うことを前提とし、所有権や財産権を有する関係者との調整を図り、改変の程度が必要最小限となるよう留意する。名勝および天然記念物の保存・活用に関する整備は、その規模や形態意匠などが景観に配慮されるものに限る。

現状変更は表 4-1 に掲げた原則を踏まえ、個々の行為における配慮事項・方法を検討するものとする。なお、自然災害などにともなう予期しない諸要素のき損が生じた場合も、この原則を踏まえた対応がとられることが望ましい。

表 4-1 現状変更の原則

地形を改変しない	①海岸・露頭を傷つけない	<ul style="list-style-type: none"> ●掘削せずに済む場所・構造を検討する ●掘削の範囲を最小化する
	②人間的尺度を超えた土地の造成を慎む	<ul style="list-style-type: none"> ●造成の範囲・高低差を最小化する
生態系の劣化・生物多様性の低下を防ぐ	③生物を持ち出さない・持ち込まない	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発を推し進める ●自生種※以外は植栽しない
	④不必要に生物を採取しない	<ul style="list-style-type: none"> ●規則をつくりこれを徹底する
	⑤貴重な生物を積極的に保護する	<ul style="list-style-type: none"> ●生育・生息環境を整える ●必要に応じて移植する
価値の成り立ちの見え方を大きく改変しない	⑥歴史的建造物を保全する	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化の状態を把握し長寿命化する ●見学しやすい状態を維持する
	⑦土地利用の改変や人工物の増加を慎む	<ul style="list-style-type: none"> ●用地整備や農地転用には慎重を期す ●既存の人工物を有効に利活用し、新設が必要な場合はできる限り集約化を図る
	⑧人工物を自然的景観に調和させる	<ul style="list-style-type: none"> ●人工物を大きくし過ぎない ●現地にはない形状・素材・色を追加しない ●仕上げを工夫する（擬装でないもの・経年変化が自然なもの・維持管理しやすいもの）
※室戸岬およびその周辺に生育している種とする。植栽にあたっては、室戸岬およびその周辺で採取した種子や苗木を使用すること		

2) 個別事項

図 4-2 に示した「海岸部」「段丘下部」「段丘崖」「段丘面」における現状変更に関する取扱基準を、表 4-2 のとおり定める。この取扱基準は、民間事業者や住民が行う行為はもとより、公共事業にも適用するものとし、協議や法令に基づく手続きは、次章に示す保存管理の実施体制（図 5-1）のもとに行うものとする。

表 4-2 (1/2) 区域ごとの現状変更の取扱基準

海岸部	建築物	新築および増築	認めない。
		改築および建替	—
	工作物	新設および増設	原則として認めない。ただし、乱礁遊歩道の整備、落石対策、その他防災のための施設整備など、工作物の新設や増設を行う必要性が生じた場合は、設置場所や設置方法、景観配慮の方法について協議する。
		改修および更新	既存の工作物のある土地の範囲内にて、同規模にて行う。ただし、改修や更新の方法、景観配慮の方法について協議する。移設を行う場合も同様とする。
	土地の造成		認めない。
	木竹	伐採	原則として認めない。ただし、外来植物の駆除、乱礁遊歩道の維持管理のために行う伐採、宿泊施設からの眺望を確保するための最小限の伐採については、許可を得たうえで行う。
植栽		原則として認めない。移植を行う場合は、移植先や移設方法について協議する。	
段丘下部	建築物	新築および増築	原則として認めない。ただし、公益性の高いもの、名勝および天然記念物の積極的な保存・活用に資するものはこの限りでなく、新築や増築の方法、景観配慮の方法について協議する。
		改築および建替	既存の建築物のある土地の範囲内にて、同規模にて行う。ただし、改築や建替の方法、景観配慮の方法について協議する。
	工作物	新設および増設	原則として道路管理者が行う維持管理、歩行者および車両の安全確保に関連するものに限る。ただし、それらも許可を得たうえで行う。また、落石対策、その他防災のための施設整備など、工作物の新設や増設を行う必要性が生じた場合は、設置場所や設置方法、景観配慮の方法について協議する。
		改修および更新	既存の工作物のある土地の範囲内にて、同規模にて行う。ただし、改修や更新の方法、景観配慮の方法について協議する。移設を行う場合も同様とする。
	土地の造成		原則として認めない。ただし、住民の生活・生業や観光産業の持続発展に必要なもので、既に農地や宅地として土地利用が行われている範囲内での造成はこの限りでなく、造成計画について協議する。
	木竹	伐採	原則として認めない。ただし、外来植物の駆除、宿泊施設からの眺望を確保するための最小限の伐採については、許可を得たうえで行う。
植栽		原則として認めない。移植を行う場合は、移植先や方法について協議する。法面保護のために緑化を行う必要性が生じた場合も同様とするが、材料を対象区域外から持ち込まない緑化工法を前提とする。	

表 4-2 (2/2) 区域ごとの現状変更の取扱基準

段丘崖	建築物	新築および増築	認めない。
		改築および建替	—
	工作物	新設および増設	原則として遍路道の整備にともなうもの、既存展望施設の整備にともなうものに限る。ただし、それらも許可を得たうえで行う。また、落石対策、その他防災のための施設整備など、工作物の新設や増設を行う必要性が生じた場合は、設置場所や設置方法、景観配慮の方法について協議する。
		改修および更新	既存の工作物のある土地の範囲内にて、同規模にて行う。ただし、改修や更新の方法、景観配慮の方法について協議する。移設を行う場合も同様とする。
	土地の造成		原則として認めない。ただし、上記工作物の新設および増設、改修および更新に必要なものはこの限りでなく、造成計画について協議する。
	木竹	伐採	原則として認めない。ただし、外来植物の駆除、既存展望施設からの眺望を確保するための最小限の伐採については、許可を得たうえで行う。
植栽		原則として認めない。移植を行う場合は、移植先や方法について協議する。法面保護のために緑化を行う必要が生じた場合も同様とするが、材料を対象区域外から持ち込まない緑化工法を前提とする。	
段丘面	建築物	新築および増築	最御崎寺が境内にて行うもの、海上保安庁および室戸市が室戸岬灯台敷地内、灯台官舎敷地内にて行うものに限る。ただし、それらも許可を得たうえで行う。
		改築および建替	既存の建築物のある土地の範囲内にて、同規模にて行う。ただし、改築や建替の方法、景観配慮の方法について協議する。
	工作物	新設および増設	最御崎寺が境内にて行うもの、海上保安庁および室戸市が室戸岬灯台敷地内、灯台官舎敷地内にて行うものに限る。ただし、それらも許可を得たうえで行う。
		改修および更新	既存の工作物のある土地の範囲内にて、同規模にて行う。ただし、改修や更新の方法、景観配慮の方法について協議する。移設を行う場合も同様とする。
	土地の造成		原則として認めない。ただし、上記工作物の新設および増設、改修および更新に必要なものはこの限りでなく、造成計画について協議する。
	木竹	伐採	原則として最御崎寺が境内にて行うもの、海上保安庁および室戸市が室戸岬灯台敷地内、灯台官舎敷地内にて行うものに限る。ただし、それらも許可を得たうえで行う。
植栽		原則として最御崎寺が境内にて行うもの、海上保安庁および室戸市が室戸岬灯台敷地内、灯台官舎敷地内にて行うものに限る。ただし、それらも許可を得たうえで行う。移植を行う場合は、移植先や方法について協議する。法面保護のために緑化を行う必要が生じた場合も同様とするが、材料を対象区域外から持ち込まない緑化工法を前提とする。	

3) 現状変更該当しない行為

名勝および天然記念物の現状変更に関し、文化財保護法第125条第1項および「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条は、次のような行為に際しては国への許可申請を要しないこととしている。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

なお、実際に行われる措置が上記に該当するか否かについては、その内容・規模・時期などを勘案して適切に見極めるべきである。このため、実施者は関係行政機関に連絡し、場合により協議するものとする。

4-3 課題への対策

本節では第3章に述べた名勝および天然記念物における課題を、その所在場所・分野ごとに整理のうえ、対策の方向性および具体策を示す。

4-3-1 名勝

1) 国道55号

- ・国道沿いの山留擁壁や斜面安定工において、工法の違いや経年変化により、煩雑さや人工的な印象が外観に表れている部分がある。
- ・防護柵は擬木で統一されているが、整備時期によって製品や色彩が異なり、統一感が損なわれている。
- ・国道沿いの植生管理を、本質的価値の保存に配慮しつつ行う必要がある。

課題	対策
○山留擁壁および斜面安定工の存在感の軽減・意匠の統一	<ul style="list-style-type: none"> ●現状変更の原則（表4-1）の共有 ●段階的な改善を念頭に置いた、整備手法の検討に際しての協議・調整の手順の確立 ●関係機関への啓発の継続
○防護柵の意匠の統一	
○国道沿いの植生管理	<ul style="list-style-type: none"> ●植生管理に関する指針・基準の確立・共有（剪定・草刈りの時期・頻度・種の選別など）

2) 建築物・工作物

- ・自然公園法に基づく行為制限の効果として、建築物・工作物の高さや面積などの規模は概ね適正な範囲にあると考えられるが、明確な基準のない意匠などについては議論の場が求められる。
- ・未利用の建築物、老朽化した建築物・工作物の取扱いについて検討を要する。
- ・室戸市が所有する室戸岬灯台旧官舎の積極的な保存・活用が求められる。

課題	対策
○建築物・工作物の意匠などの景観配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法が定める国定公園の許可基準による規制 ●対象となるそれぞれの建物に対する協議の継続 ●建築物・工作物の意匠などに関する議論の場の創出 ●古い建築物・工作物の再利用もしくは撤去など、整備に関する協議・調整の場の創出 ●旧飛巖荘については、改築を予定
○未利用の建物や老朽化した建物・工作物の取扱いに関する検討	
○室戸岬灯台の旧官舎の積極的な保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●国の重要文化財への指定に向けた取組 ●観光などへの活用策の検討 ●「灯台利活用検討委員会」における方針を踏まえた活用方策の確立

3) 乱礁遊歩道

- ・一部車椅子用の斜路が設置され、その他の区間も健常者にとっては十分な機能を有しているが、地域でバリアフリー化の促進を望む声が上がっている。
- ・植生の繁茂によって、通行や眺望の妨げになっている区間がある。
- ・転落防止柵の材質、形状、色彩にややばらつきがある。
- ・台風襲来にともない、堆砂やごみの堆積、舗装の破壊が生じることがある。

課題	対策
○バリアフリー化のニーズへの対応	●本質的価値を損なわないことを前提とした対応（車椅子利用におけるバリアの度合いに応じたゾーニング・バリアフリーマップの提供、介添えを前提とした最小限のハード整備など）
○遊歩道沿いの植生管理	●植生管理に関する指針・基準の作成およびそれに基づく巡視（視点場など）の場所の絞り込みなどチェックの対象の明確化（剪定・草刈りの時期、頻度、種の選別など）
○転落防止柵の意匠の統一	●現状変更の原則（表 4-1）の共有 ●段階的な改善を念頭に置いた、整備手法の検討に際しての協議・調整の手順の確立 ●関係機関への啓発の継続
○台風にもなう堆砂やごみの堆積・舗装の破壊への対応	●ジオパーク活動による清掃活動の継続 ●土砂の除去・舗装の破壊が生じた箇所の整備

4) 海岸・露頭・海食洞

- ・エボシ岩や御蔵洞は、風化にともなう岩盤の剥落・崩落によって立入りなどができなくなっていたが、来訪者の安全の確保などそれぞれ対策が講じられ通行、立ち入りが可能となっている。
- ・御蔵洞に設置された仮設通路については、今後の取り扱いについて検討が必要となっている。

課題	対策
○固有名称がある露頭の風化にともなう剥落・落石	●形状の変遷の記録および必要性に応じた対策について、関係機関および部署とその必要性について改めて協議し、必要性が認められれば実施
○御蔵洞の仮設通路を維持することの是非	●所有者および関係機関で協議し、今後の対応など管理体制を確定 ●各種権利関係を踏まえて仮設通路の今後の取り扱いについて検討

5) 南海トラフ地震関係

- ・南海トラフ地震に関する防減災整備において、避難誘導標識の設置場所、既設案内看板との調整が必要となる可能性がある。
- ・地震発生後の復旧・復興のあり方について、関係者間で認識を共有できていない。

課題	対策
○避難誘導標識の新設における設置場所や既設案内看板との調整の可能性	●必要性について改めて関係部署、防災部局および文化財部局と協議のうえ、方針を確定
○地震発生後の復旧・復興における過剰な観光開発の回避	●過剰な観光開発を招かないための普及啓発（本計画書、特に本質的価値の共有など） ●復旧・復興のあり方に関する事前協議の場の創出 ●復興計画担当部署と方針を共有 ●具体の協議は市復興計画において対応

6) 試料採取

- ・地質調査などによる試料採取が時々行われるが、都度名勝の現状変更として届け出るのかなど行為の位置づけが不明確であり、手続きなどのルール確立が必要となっている。

課題	対策
○試料採取のルール確立	●採取区域、許容採取量を指定し、文化庁へ採取の実績を報告 ●上記の実績管理および文化庁への報告の窓口となる協議会を立ち上げ ●2020（令和2）、2021（令和3）年とあった岩石採取の現状変更申請を受け、現実的な対応方策について検討

4-3-2 天然記念物

1) 外来植物対策

- ・ウチワサボテンとアオノリュウゼツランは乾燥に強く、繁殖力も強いため、天然記念物の海岸植物群落内の一部で旺盛に繁茂し、優占種となっている。
- ・ウチワサボテンは、個体数が増加傾向にあり、これまで生育が確認されていなかった場所で新たに個体が確認されている。
- ・リュウゼツランも小型の個体が複数確認され、分布拡大が懸念される。
- ・両種ともに植物体が大きくなるため、景観への影響が想定されるほか、トゲや堅い植物体にある突起により歩行者を傷つける可能性も考えられる。
- ・特にウチワサボテンは強風や草刈りなどで切断された植物体の断片から発根、発芽し、増殖している状況が確認されている。
- ・ホテイアオイはクローン増殖を行うため繁殖力が強い。2017（平成 29）年の調査では海岸の閉鎖的な環境（ポットホール）で生育が確認されていたが、2024（令和 6）年時点で消滅していることが確認されている。
- ・指定範囲内では外来植物は増加傾向にあり、新たに確認された外来種は鑑賞用などで栽培されている園芸植物の種が多い。また、シオギクとノジギクのように自生種と移入された種が交雑することで遺伝子汚染による絶滅も危惧される。

課題	対策
○ウチワサボテン、アオノリュウゼツラン、ホテイアオイの駆除	<ul style="list-style-type: none"> ●ウチワサボテンやアオノリュウゼツランを観光に訪れる観光客への啓発の継続（外来種であることの周知など） ●駆除のゾーニングや実施プログラムの検討、実施 ●今後の駆除活動などについて、県立牧野植物園とウチワサボテンの駆除活動などで協力する包括連携協定を活かしながら対応 ●室戸ジオパーク推進協議会による定期的なウチワサボテンの駆除やシオギクの保護活動の実施
○新たな外来植物の移入（侵入）の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●園芸植物などの持込みのリスクや取扱いについての普及啓発

2) 野生獣対策

- ・ニホンジカによる食害（樹皮剥ぎ）が確認されたが、現状では深刻な状況ではない。
- ・山腹の樹林内ではイノシシによると推測される林床の掘り起こしが各所で確認され、攪乱を受けた場所では植生が消失しているところも見られた。
- ・絶滅危惧種の生育地でも動物による攪乱が確認された。
- ・農業被害が鳥獣保護区（指定範囲）内の広い範囲で見られることから、集落周辺地域においては設定区域の見直しの必要性が指摘されている。

課題	対策
○自然植生（天然記念物）に対する被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> ●被害の経過観察の実施 ●被害を受けた場合は必要な対策を検討 ●牧野植物園やジオパークが実施している調査活動などを活用した現状把握
○鳥獣保護区（対象区域）内における鳥獣被害対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥獣保護区（指定範囲）内における鳥獣被害について、どのように対策を講じていくか、地域住民とともに検討 ●牧野植物園やジオパークが実施している調査活動などを活用した現状把握

3) 貴重な植物の保護

- ・ニホンジカによる食害（樹皮剥ぎ）が確認されたが、現状では深刻な状況ではない。
- ・絶滅危惧種の生育地がイノシシの掘り返しにより攪乱されていることが確認されており、今後は大型哺乳類による生育地の環境変化や食害が懸念される。

課題	対策
○絶滅危惧種など貴重な植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●獣害の把握・経過観察の実施 ●絶滅危惧種が食害を受けた場合は必要な対策を検討 ●保護に関する普及啓発 ●牧野植物園やジオパークが実施している調査活動などを活用した現状把握

4) 貴重な動物の保護

- ・宿泊施設の経営者は、宿泊客がムラサキオカヤドカリと知らずに宿や自宅に持ち帰る場合もあると述べている。確認が容易な本種の大型個体は天然記念物であることの認識がない観光客による採取の可能性が示唆された。
- ・ニホンカモシカは室戸岬を行動圏の一部としてしばしば利用している。

課題	対策
○ムラサキオカヤドカリの保護	<ul style="list-style-type: none"> ●生息状況調査の実施検討 ●保護に関する普及啓発 ●生息範囲などの公表と保護の両立について、専門機関と協議し今後の方針を探る ●室戸高校における学習会の開催
○ニホンカモシカの保護	<ul style="list-style-type: none"> ●生育状況の推移観察の実施（関係省庁） ●確認情報の収集 ●毎年実施されている関係機関の調査に適宜協力し、確実に情報が入ってくるような仕組みを確立 ●錯誤捕獲などの情報は適宜提供

5) 資源採取

- ・当該地域の食文化として利用されるハマアザミなど植物の対象区域内での採取について要望がある。

課題	対策
○関係法令の下での保護と地域特有の食文化継承(ハマアザミの食用採取など)	●対象区域におけるハマアザミなどの採取に向けた関係機関への働きかけ ●資源の保護と持続的な利用の仕組みづくり ●文化継承について、関係機関、部署と協議し、今後の対応を確定

4-3-3 共通

1) 保存・管理・活用の循環促進に向けた整備

- ・名勝を高台から見渡せる主な視点場として、室戸岬展望台、室戸岬灯台、室戸スカイライン、遍路道の東屋があるが、遍路道の東屋では繁茂した植生により海への眺望が遮られている。
- ・2017年度調査時、一夜建立の岩屋の参道に落石が見られ、成長した樹木の枝葉が参道入口から岩屋への眺望を妨げていた。
- ・乱礁遊歩道において、同一・類似の内容を示した案内看板が複数設置されている場所があり、2019保存活用計画策定以降、新たに設置された案内看板などによりさらに増加している。また、対象区域で意匠の統一が図られておらず、劣化や破損した案内看板などが散見される。
- ・国道55号が大きくカーブする岬端部は見通しが悪く、山側の駐車場から海岸へ向かう国道横断部に交通安全上の問題がある。
- ・5月の大型連休など、観光客が一時的に急増するシーズンにおいて既存駐車場が手狭になることがあり、駐車場の増設を求める声が聞かれる。
- ・旧ホテルジオパーク夢路灯前の休耕地について、土地管理のあり方や土地活用の将来像を定め、関係者の共通認識とする必要がある。

課題	対策
○視点場の植生管理	●巡視・連絡・対策実施のルール確立 ●簡易的な植生管理の指針・基準の作成およびそれに基づく巡視（視点場など）の場所の絞り込みなどチェックの対象を明確化（剪定・草刈りの時期・頻度・種の選別など）
○一夜建立の岩屋の維持管理（参道の落石除去や入口の枝払いなど）	
○標識・案内看板の整理（乱立解消と意匠統一）	●総合的なサイン計画の策定について、関係機関、部署と協議し、今後の対応を確定 ●サイン計画に基づく整備（既存サインの集約・統一意匠のサイン設置など）
○既存駐車場前の国道横断部における安全対策	
○既存駐車場の一時的な収容数の不足 ○休耕地の土地管理のあり方や土地活用の将来像の共有	●横断歩道前後の車両速度抑制施設の設置（音の出る路面表示、イメージハンプなど） ●関係機関と協議し、今後の方針を確定 ●シャトルバスの導入検討（遠隔地の発着場に駐車場を設けることで名勝における駐車場増設を回避） ●必要性などについて改めて関係機関、部署と協議し、方針を確定 ●過剰な観光開発を招かないための普及啓発（本計画書、特に本質的価値の共有など） ●必要に応じて本計画書概要版（パンフレットなど）の作成・配布について検討

2) 普及啓発と担い手育成

- ・先述した保存・管理・活用の循環促進に向け、文化財としての知名度・理解度のさらなる向上を図る必要がある。そのための具体的な情報発信、啓発活動が求められる。
- ・名勝・天然記念物の本質的価値が将来に引き継がれるためには、上記の取組と併せ、地域内外に担い手を育み続ける必要がある。
- ・対象区域は数あるジオサイトの中で最も重要な存在として位置づけられる。上記の取組にあたっては、文化財の保存活用とジオパークの推進に関する取組とが結びつき、相乗的な効果をもたらされるよう、ジオパーク推進協議会など既存の組織や仕組みとの連携が欠かせない。

課題	対策
○積極的な情報発信と啓発活動	●文化財の重要性と、取扱いについて記した手順書の作成・配布（HP、リーフレットなど） ●ジオパーク推進活動を通じた普及啓発の継続（ジオガイドにおける名勝および天然記念物解説、ガイド育成、学習会の開催など） ●必要に応じて本計画書概要版（パンフレットなど）の作成・配布について検討 ●調査を保全活動に変えていくプログラムの構築（市内の小中高等学校の総合学習との連携など） ●住民、高校、小中学生などレベルに合わせた文化財学習会の開催
○将来の担い手育成	

4-3-4 対策の一覧

前項に述べた名勝および天然記念物の課題への対策を、「4-2-1 対象区域の区分」に掲げた区域（海岸部、段丘下部、段丘崖、段丘面）ごとに整理し、表 4-3 に示す。本表には 2019（平成 30）年度の計画項目を掲げたうえ、その進捗状況と新たな課題、今後の対策方針を整理した。

なお、対策方針をもとにした具体的な取組については、次章に示す保存管理の実施体制がベースとなるが、それら以外にも関係する各種団体や地域住民などとの連携・協働を積極的に図りながら取組を進めていくこととする。

表 4-3 名勝および天然記念物の課題に対する対応方針

区分	項目	2019 保存活用計画項目	2019（令和元年）年度以降の進捗状況および明らかとなった課題	今後の対応方針	
海岸部	名勝	乱礁遊歩道	○バリアフリー化のニーズへの対応	スロープは月見ヶ浜など中心的な場所には過去につけたものがあるが、新規の整備は未実施。	●本質的価値を損なわないことを前提とした対応（車椅子利用におけるバリアの度合いに応じたゾーニング・バリアフリーマップの提供、介添えを前提とした最小限のハード整備など）
		○遊歩道沿いの植生管理	継続検討中。	●植生管理に関する指針・基準の作成およびそれに基づく巡視（視点場など）の場所の絞り込みなどチェックの対象の明確化（剪定・草刈りの時期、頻度、種の選別など）	
		○転落防止柵の意匠の統一	配慮不十分なケースが散見。	●現状変更における配慮の原則（表 4-1）の共有 ●段階的な改善を念頭に置いた、整備手法の検討に際しての協議・調整の手順の確立 ●関係機関への啓発の継続	
		○台風とともに堆砂やごみの堆積・舗装の破壊への対応	清掃活動はイベント形式にするなどして継続実施中。	●ジオパーク活動による清掃活動の継続 ●土砂の除去・舗装の破壊が生じた箇所の整備	
	試料採取	○試料採取のルール確立	ルールは継続検討中。	●採取区域、許容採取量を指定し、文化庁へ採取の実績を報告 ●上記の実績管理および文化庁への報告の窓口となる協議会を立ち上げ ●2020（令和 2）年、2021（令和 3）年とあった岩石採取の現状変更申請を受け、現実的な対応方針について検討	
	海岸・露頭・海食洞	○エボシ岩周辺の乱礁遊歩道の通行再開	2019（令和元）年度に落石区間を迂回する遊歩道を整備、通行可能。	—	
		○固有名称がある露頭の風化とともに剥落・落石	露頭形状の記録がされておらず、経過が不明。	●形状の変遷の記録および必要性に応じた対策について、関係機関および部署とその必要性について改めて協議し、必要性が認められれば実施	
	天然記念物	外来植物対策	○ウチワサボテン、アオノリュウゼツラン、ホテイアオイの駆除	SNS を通じて啓発および駆除の様子を発信。ウチワサボテンの駆除は年 10 回程度実施しており、駆除の様子は新聞などでも報道。2024（令和 6）年 7 月 21 日、県立牧野植物園とウチワサボテンの駆除活動などで協力する包括連携協定を締結。	●ウチワサボテンやアオノリュウゼツランを観光に訪れる観光客への啓発の継続（外来種であることの周知など） ●駆除のゾーニングや実施プログラムの検討、実施 ●今後の駆除活動などについて、包括連携協定を活かしながら対応 ●室戸ジオパーク推進協議会による定期的なウチワサボテンの駆除やシオギクの保護活動の実施
			○新たな外来植物の移入（侵入）の抑制	上記以外に脅威となる外来植物は現状ない。	●園芸植物などの持込みのリスクや取扱いについての普及啓発
		貴重な動物の保護	○ムラサキオカヤドカリの保護	個体数の推移観察および増加対策については未実施。室戸高校生徒が探究活動としてフィールドワークや日曜市で沖縄産の個体を購入し、その生態について研究。2024（令和 6）年 3 月に室戸高校にて研究発表会を開催。	●生息状況調査の実施検討 ●保護に関する普及啓発 ●生息範囲などの公表と保護の両立について、専門機関と協議し今後の方針を探る ●室戸高校における学習会の開催
資源採取		○関係法令の下での地域特有の食文化継承（ハマアザミの食用採取など）	婦人会が救荒植物としてハマアザミの料理などを紹介。持続的な利用の仕組みづくりについて継続検討中。	●対象区域におけるハマアザミなどの採取に向けた関係機関への働きかけ ●資源の保護と持続的な利用の仕組みづくり ●文化継承について、関係機関、部署と協議し、今後の対応を確定	
共通	保存・活用の循環促進に向けた整備	○標識・案内看板の整理（乱立解消と意匠統一）	意匠が揃わない看板が乱立。総合的なサイン計画の予定検討中。	●総合的なサイン計画の策定について、関係機関、部署と協議し、今後の対応を確定 ●サイン計画に基づく整備（既存サインの集約・統一意匠のサイン設置など）	
段丘下部	名勝	国道 55 号	○山留擁壁および斜面安定工の存在感の軽減・意匠の統一 ○防護柵の意匠の統一	配慮不十分なケースが見られる。	●現状変更における配慮の原則（表 4-1）の共有 ●段階的な改善を念頭に置いた、整備手法の検討に際しての協議・調整の手順の確立 ●関係機関への啓発の継続
		○国道沿いの植生管理	継続検討中。	●植生管理に関する指針・基準の作成およびそれに基づく巡視（視点場など）の場所の絞り込みなどチェックの対象の明確化（剪定・草刈りの時期、頻度、種の選別など）	
	建築物・工作物	○建築物・工作物の意匠などにおける景観配慮 ○未利用の建物や老朽化した建物・工作物の取扱いに関する検討	対象となるそれぞれの建物に対して協議会を設立し、意見聴取を実施（飛巖荘活用検討委員会など）	●自然公園法が定める国定公園の許可基準による規制 ●対象となるそれぞれの建物に対する協議の継続 ●建築物・工作物の意匠などに関する議論の場の創出 ●古い建築物・工作物の再利用もしくは撤去など、整備に関する協議・調整の場の創出 ●旧飛巖荘については、改築を予定	
	海岸・露頭・海食洞	○御厨人窟内部への参拝・見学の再開	2019（令和元）年度に仮設通路が設置され参拝・見学が再開。	●所有者および関係機関で協議し、今後の対応など管理体制を確定 ●各種権利関係を踏まえ、仮設通路の今後の取り扱いについての検討が必要	

区分		項目	2019 保存活用計画項目	2019（令和元年）年度以降の進捗状況および明らかとなった課題	今後の対応方針
共通	共通	保存・活用の循環促進に向けた整備	○一夜建立の岩屋の維持管理（参道の落石除去や入口の枝払いなど）	巡視・連絡・対策実施のルールおよび植生管理について継続検討中。	●巡視・連絡・対策実施のルール確立 ●簡易的な植生管理の指針・基準の作成およびそれに基づく巡視（視点場など）の場所の絞り込みなどチェックの対象を明確化（剪定・草刈りの時期・頻度・種の選別など）
			○既存駐車場前の国道横断部における安全対策	継続検討中。	●横断歩道前後の車両速度抑制施設の設置（音の出る路面表示、イメージランプなど） ●関係機関と協議し、今後の方針を確定
			○既存駐車場の一時的な収容数の不足	旧飛巖荘を観光拠点施設に改築することが決定され、駐車場がこれまで以上に不足することが懸念。	●シャトルバスの導入検討（遠隔地の発着場に駐車場を設けることで名勝における駐車場増設を回避） ●必要性などについて改めて関係機関、部署と協議し、方針を確定
			○休耕地の土地管理のあり方や土地利用の将来像の共有	2019 保存活用計画策定時に計画書概要版を配布。	●過剰な観光開発を招かないための普及啓発（本計画書、特に本質的価値の共有など） ●必要に応じて本計画書概要版（パンフレットなど）の作成・配布について検討
名勝	南海トラフ地震関係	○避難誘導標識の新設における設置場所や既設案内看板との調整の可能性	既設看板以外の必要性について検討中。	●必要性について改めて関係部署、防災部局および文化財部局と協議のうえ、方針を確定	
		○地震発生後の復旧・復興における過剰な観光開発の回避	室戸市復興計画に関連事項を記載。	●過剰な観光開発を招かないための普及啓発（本計画書、特に本質的価値の共有など） ●復旧・復興のあり方に関する事前協議の場の創出 ●復興計画担当部署と方針を共有 ●具体の協議は市復興計画において対応	
段丘崖	天然記念物	野生獣対策	○自然植生（天然記念物）に対する被害の把握	イノシシ、ニホンジカが出没しており、食害や掘り返しなどの被害を受けていると推測されるが、調査は未実施。	●被害の経過観察の実施 ●被害を受けた場合は必要な対策を検討 ●牧野植物園やジオパークが実施している調査活動などを活用した現状把握
			○鳥獣保護区（対象区域）内における鳥獣被害対策の検討		●鳥獣保護区（指定範囲）内における鳥獣被害について、どのように対策を講じていくか、地域住民とともに検討 ●牧野植物園やジオパークが実施している調査活動などを活用した現状把握
		貴重な植物の保護	○絶滅危惧種など貴重な植物の保護		●獣害の把握・経過観察の実施 ●絶滅危惧種が食害を受けた場合は必要な対策を検討 ●保護に関する普及啓発 ●牧野植物園やジオパークが実施している調査活動などを活用した現状把握
		貴重な動物の保護	○ニホンカモシカの保護	毎年、高知県により調査が実施されており、2018（平成30）、2019（令和元）年度には高知県と徳島県が合同で実施。外部からの情報提供により状況を把握。	●生育状況の推移観察の実施（関係省庁） ●確認情報の収集 ●毎年実施されている関係機関の調査に適宜協力し、確実に情報が入ってくるような仕組みを確立 ●錯誤捕獲などの情報は適宜提供
共通	保存・活用の循環促進に向けた整備	○視点場の植生管理	継続検討中。	●巡視・連絡・対策実施のルール確立 ●簡易的な植生管理の指針・基準の作成およびそれに基づく巡視（視点場など）の場所の絞り込みなどチェックの対象を明確化（剪定・草刈りの時期・頻度・種の選別など）	
段丘面	名勝	建築物・工作物	○室戸岬灯台の旧官舎の積極的な保存・活用	2024（令和6）年度、「海と灯台プロジェクト」を活用して旧官舎の利活用について検討中。また、観光 GP 推進課において「灯台利活用検討委員会」が設置され旧官舎と合わせた利活用方策を検討中。	●国の重要文化財への指定に向けた取組 ●観光などへの活用策の検討 ●重要文化財への指定、具体的な活用を予定 ●「灯台利活用検討委員会」における方針を踏まえた活用方策の確立
	共通	保存・活用の循環促進に向けた整備	○視点場の植生管理	継続検討中。	●巡視・連絡・対策実施のルール確立 ●簡易的な植生管理の指針・基準の作成およびそれに基づく巡視（視点場など）の場所の絞り込みなどチェックの対象を明確化（剪定・草刈りの時期・頻度・種の選別など）
共通		普及啓発と担い手育成	○積極的な情報発信	ジオガイドが実施中。 2019 保存活用計画策定時に計画書概要版を配布。	●文化財の重要性と、取扱いについて記した手順書の作成・配布（HP、リーフレットなど） ●ジオパーク推進活動を通じた普及啓発の継続（ジオガイドにおける名勝および天然記念物解説、ガイド育成、学習会の開催など） ●必要に応じて本計画書概要版（パンフレットなど）の作成・配布について検討
			○将来の担い手育成	2024（令和6）年度は高校生向けガイド養成講座を育成の取組の一つとして実施。	●調査を保全活動に変えていくプログラムの構築（市内の小中高等学校の総合学習との連携など） ●住民、高校、小中学生などレベルに合わせた文化財学習会の開催

第5章 計画推進に向けて

5-1 保存管理の実施体制

5-1-1 関係行政機関の連携

本計画の基礎となるのは、名勝および天然記念物の本質的価値を構成する諸要素の保存管理である。文化財保護法に基づく現状変更の手続きは、室戸市教育委員会生涯学習課が担当課となり、前章に述べた方法に基づき、室戸市文化財保護審議会に諮りながら行っていく。ただし、自然公園法をはじめ、関係法令に基づく許認可の手続きも上記と並行して行われることから、保存管理にあたっては関係行政機関との連携が欠かせない。したがって、図5-1に示す関係行政機関との緊密な連携をもって保存管理の実施体制とし、情報の共有と共通認識の醸成を図り、諸要素の適切な保存管理に努める。

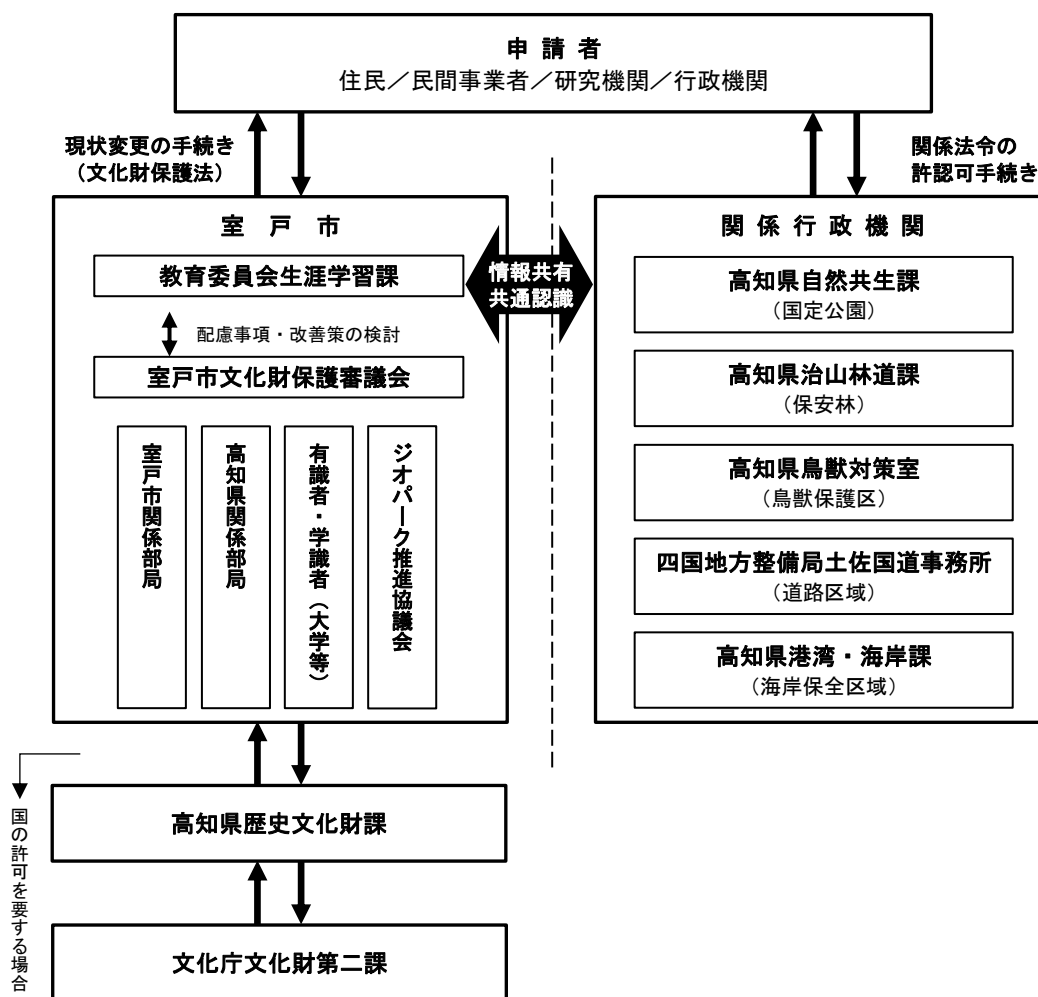


図5-1 保存管理の実施体制（関係行政機関）

なお、第4章の基本方針に示したとおり、本計画の推進にあたっては保存管理に加えて活用の視点が重要となる。図5-1は現状変更に関しての連携の体制を示しているが、同様に活用に関してもこの体制をもとに進めていく。

5-1-2 現状変更に関わる手続きの手順

文化財保護法に基づく現状変更の手続きは、前項に述べた体制のもと、表5-1に示す手順により行う。

現状変更手続きを行った後は、行為に際しての配慮事項、行為の結果および以後の経過を記録、保存し、今後の保存管理において事例として活用していく。

表 5-1 現状変更に関わる手続きの流れ

手順	国の許可を要する場合	国の許可を要しない場合
①	行為者は教育委員会生涯学習課に相談 配慮事項を確認する	同左
②	申請書類の作成・提出（3部）	同左（2部）
③	生涯学習課で申請書類を受理 高知県歴史文化財課と協議	同左
④	室戸市文化財保護審議会で意見聴取され承認されたものについて、審議会事務局が申請書類の提出手続きを行う	室戸市文化財保護審議会で審議
⑤	高知県歴史文化財課を通じて、文化庁へ申請書類を提出	申請者へ結果を通知 （通知後に行為着手が可能となる）
⑥	提出翌月の文化審議会で審議	次回の室戸市文化財保護審議会へ報告
⑦	高知県歴史文化財課を通じて、文化審議会の審議結果が生涯学習課に通知	
⑧	申請者へ結果を通知 （通知後に行為着手が可能となる）	
⑨	次回の室戸市文化財保護審議会へ報告	
⑩	申請者に通知	同左

5-2 計画の運用

5-2-1 主な監視項目・方法

本計画の内容は名勝および天然記念物の今日的課題を踏まえたものとした。社会情勢の大きな変化、南海トラフ地震などの大規模な自然災害がない限り、当面の運用において大幅な見直しを迫られることはないと予想される。とはいえ、台風などにもなう災害、岩盤露頭の剥落、特定外来生物の生息域の拡大、観光における過剰利用、南海トラフ地震の防減災整備など、対象区域におけるこれらの状況変化には、適宜対応を図る必要がある。

計画の実効性を担保するため、下記の2つの視点から監視を行う。

【監視の視点】

- ① 景観保全のための保存管理の仕組みが有効に機能しているか
- ② 個別対策が効果を発揮し、計画策定後の状況変化にも対応できているか
- ③ 新たに得られた知見が地域で共有されているか

上記①は巻末資料「写真で見る室戸岬の今昔」の撮影地点を定点とし、各定点で定期的に写真撮影を行い、これを従前と比較することで監視していく。写真撮影は年2回の文化財巡視の際に行い、その評価は室戸市文化財保護審議会で行う。また、日常的な巡視にあたる監視員制度の導入を検討する。

②については、表4-3に掲げた対策項目について関係者とともに情報収集に努め、必要な対応を協議することを通じて監視を行うものとする。

③については、ジオガイドからの情報提供およびジオパーク推進協議会による報告会を通じて情報共有を図る。

5-2-2 運用開始および見直しの時期

本改定計画の運用は2025（令和7）年4月より開始する。

計画の見直しは室戸世界ジオパークの再認定の審査年度に併せることを基本とするが、次の見直しは次々回審査年度となる2031（令和13）年度を予定する。見直しにあたっては、必要に応じて専門家や有識者による委員会を組織する。

